

保護者各位

千葉敬愛高等学校
校長 酒匂 一揮
(公印省略)

「令和 7 年度 千葉県奨学のための給付金 (通常給付)」制度について (ご案内)

千葉県では、全ての意志ある私立高等学校等の生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費の負担を軽減するため、「奨学のための給付金」を給付しています (返済不要)。

この制度は、保護者が千葉県在住であり、かつ生活保護世帯もしくは道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯が対象となり、返還の義務はありません。

つきましては、千葉県から「奨学のための給付金 (通常給付)」制度の申請手続きの案内がありましたので、支給要件等をご確認いただき、申請される場合は事務室まで申請書類をお受け取りになられるか、本校ホームページから申請書類をダウンロードの上、提出締切日までに高校事務室へご提出ください。

なお、書類の提出期限(申請期限)を過ぎた場合は給付審査が難しくなりますので予めご注意ください。

1. 支給要件

認定基準日 (令和 7 年 7 月 1 日) において、次の全ての要件に該当する生徒の保護者等が対象となります。

- ①生徒が認定基準日に在学していること。
- ②生徒が高等学校等就学支援金の受給資格者(受給資格予定者)であること。
- ③保護者等が千葉県内に在住していること。

※保護者等の住所が千葉県外にある場合、居住の都道府県に直接申請をしてください。

- ④生活保護 (生業扶助) 受給世帯、または、保護者等 (父・母である場合は双方) の令和 7 年度「道府県民税所得割」及び「市町村民税所得割額」が非課税であること。

【注意】

- ・生徒に児童福祉法による児童入所施設措置費等が支給されている場合は対象外です。
- ・市川市奨学生など、奨学のための給付金と併給ができないものがありますのでご注意ください。

2. 支給額

下記表の給付金 (尚、早期給付を受給している場合は残りの年額 3/4 の額) が支給されます。

支給区分		支給額
1	生活保護受給世帯 (全日・定時・通信制)	52,600 円
2	保護者等全員の (都)道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯の高校生等 (全日・定時制)	152,000 円 (早期給付受給者の場合 114,000 円)

【通常給付受給対象】 令和 7 年度の住民税の所得割が非課税または令和 7 年 7 月 1 日現在で生活保護 (生業扶助) 受給世帯であれば受給できます。

3. 提出書類※対象区分によって提出書類が異なりますので、対象確認シートを必ずご確認ください。

【支給区分1】生活保護世帯

(提出書類)

1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号）
2	生活保護受給世帯であることを証明する書類 ※生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式第14号)は、社会福祉事務所での証明が必要となります。 ※生活保護受給証明書を提出される方は、令和7年7月1日時点における生業扶助受給について記載されていることが必要になります。
3	委任状（様式第8号）
4	個人番号(マイナンバー)カード（写）等貼付台紙

※上記1～4すべてをご提出ください

【支給区分2】非課税世帯

(提出書類)

1	奨学のための給付金給付申請書（様式第1号）
2	委任状（様式第8号）
3	個人番号(マイナンバー)カード（写）等貼付台紙
4	申請者(保護者等)の住民票（※令和7年7月1日発行以降のものに限る）
5	道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税であることを証する書類 ※令和7年度課税証明書（写）等 ※親権者全員分

※上記3を提出する場合には4,5の提出は必要ありません

4. 提出期限・提出先

提出期間	7月16日(水)～9月5日(金)締切
提出先	千葉敬愛高等学校 事務室（窓口） (住所) 〒284-0005 千葉県四街道市四街道1522番地
提出方法	事務室(窓口)へ直接持参するか、もしくは郵送にて送付のこと。 ※郵送される場合には、個人情報（マイナンバー等）を含む重要書類であるため、レターパックもしくは簡易書留等の配達を確認できる方法でお送りください。 ※郵送にて送付される場合、送料は保護者負担となります。

【留意事項】

- ・申請書等に消えるボールペン、修正テープ等は使用しないください。
- ・原則として、通知カードは使用できませんが、通知カードの記載事項（氏名、住所等）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。
- ・個人番号カード、通知カードの写しが提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書等を提出してください。
- ・税が未申告である場合、マイナンバーでは課税状況の照会ができません。その場合は、令和7年度非課税証明書をご提出ください。

5. 千葉県私立高等学校等奨学のための給付金 対象確認シート

千葉県私立高等学校等奨学のための給付金（専攻科の生徒を除く） 対象確認シート

※申請に係る高校生等ひとりひとりについて以下の質問にお答えください。

Q1 私立高等学校等に平成 26 年度以降に入学し、7 月 1 日現在在籍しており、保護者等が千葉県内に在住していますか？	
YES	NO → 該当しません
Q2 就学支援金または高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援に係るものに限る。）の支給を受ける資格を有する者に該当しますか？	
YES	NO → 該当しません
Q3 生活保護（生業扶助）を受給していますか？	
YES	NO
Q4 保護者等全員の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税ですか？	
YES	NO → 該当しません
Q5 対象の高校生等は、通信制の高校生等ですか？	
NO（全日制または定時制に在籍）	
年 額 52,600 円 支給区分 1 の書類を御用意ください。	年 額 152,000 円 支給区分 2（1）の書類を御用意ください。

6. 審査結果と支給時期

千葉県の審査完了後、審査結果を各ご家庭に通知します（例年 2～3 月頃）。認定された方については、学校が代理受給した後、学費振替指定口座に給付額を振り込みます。（※3 月末に振込みを予定しております。）

【諸注意】

毎年、申請書類の不足・記入漏れ・記入間違い・証明書年度違い等が発生しております。ご家庭によって該当区分が異なる為、申請に必要な書類も異なります。ご提出いただく際には今一度ご確認の上、高校事務室までご提出ください。